

2012

1

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

新年のご挨拶	1
(社)埼玉労働基準協会連合会	
会長 菊池 勇	2
局長 安藤よし子	3
年末・年始無災害運動実施要領	6

埼玉県の最低賃金がすべて決定	7
受動喫煙防止対策助成金制度の創設について	7
パートの雇用管理、できていますか?	8
改正育児・介護休業法が全面施行されます!	8
各種講習会・行事	10
13 12	13

声出して
ゆるむ気持ちのネジしめて
年末年始も無災害



年末年始無災害運動
2011→2012

主催
中央労働災害防止協会へ後援
厚生労働省

(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>



新年のご挨拶

(社)埼玉労働基準協会連合会

会長 菊池 勇

謹んで新年のお祝いを申し上げます。

当連合会並びに各地区労働基準協会会員事業場の皆様には、当連合会の事業運営に対しまして格別のご理解とご支援を賜り厚く感謝と御礼を申し上げますとともに、働く方々が安心して働く就業環境づくりに取り組まれておられますことに敬意を表する次第であります。

はじめに、昨年の3月11日に発生した大地震、津波及び原発事故に対する国の復旧・復興、原発事故対応が早期かつ的確に実施され、被災等されました方々の生活安定を期待するとともに、国内企業も被害を受けることとなりましたタイの大規模洪水被災企業の早期復旧が進むことを望みます。

さて、企業にとりましては、企業経営環境の安定と進展を期待するところであります。昨今、国外環境の急速な悪化、世界経済についての懸念材料がある中、本年の国内情勢としては、復興需要が徐々に増し、消費も自粛ムードが解消され経済成長が期待できるものと存じます。

企業経営には、その時々の経済情勢や課題に的確に対応する事業展開が重要であります。特に、労働問題に関しましては、働く方々の高齢化、就業意識の変化や就業形態の多様化等する中、有能な人材を確保し、働き甲斐のある職場を提供する必要が高まり、ゼロ災害、ゼロ疾病、仕事と生活の調和のとれた働き方ができるような職場づくりをめざした労務対策、労働災害防止対策、メンタルヘルス対策を含めた労働衛生対策を的確に推進されているものと存じます。いずれにいたしましても、事業場においては、働く方々が安心して安全、健康で働く労働条件の確保、職場環境づくりを推進することが必要不可欠となっております。

こうしたことから、当連合会では、会員事業場が進める労務管理対策や労働安全衛生対策の一層の進展をめざし、また、課題が生じた際の問題解決に向けた支援事業を展開することが使命と考え、各事業を積極的かつ計画的に実施してきました。そして、当連合会の各事業を通じて会員事業場の発展と県内経済の前進に寄与できれば幸いと考えております。

本年も、当連合会といたしましては、会員事業場のニーズを的確に捉え、埼玉労働局、地区労働基準協会、全基連・中災防の埼玉県支部とも連携を図りながら幅広い事業活動を展開することしております。特に、遵法水準を向上させ、働き甲斐のある職場環境を実現させるうえからの事業を展開してまいりますので、皆様のご参加とご協力をお願い申し上げます。

結びに、会員事業場が取り組む労務対策等の前進と事業の益々のご発展をご祈念申し上げまして年頭のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

埼玉労働局

局長 安藤よし子

新年あけましておめでとうございます。菊池会長をはじめ、社団法人埼玉労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会並びに会員の皆様方には、日頃から労働行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力、また、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。さてさて、県内の経済情勢をみますと、昨年来東日本大震災やタイの洪水といった自然災害、原子力発電所の事故による電力供給不安、急激な円高等の影響を受け厳しい状況にあるものの、やや上向きの動きがみられるところです。

一方、雇用失業情勢は、新規求人が増加傾向にあるものの、失業期間の長期化に伴って求職者数が高止まりしており、雇用情勢は持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にあります。

昨年は、3月11日に東日本大震災が発生しましたが、震災対策として労働局が最初に取り組んだのは、昨年3月23日以降、さいたまスーパーアリーナにおける相談コーナーの開設、個別相談の実施でした。

その後、双葉町の町民の方々が避難されておられる旧騎西高校に、職員を常駐させての、雇用保険手続き、職業紹介、助成金や住宅の相談等の取組を実施し、110の方が就職を果たされました。

新規学卒者対策については、平成23年3月高校卒業者に対する徹底した未就職者ゼロ作戦の展開の結果、ほぼ目的を達成できました。

また、大学生への支援の強化として昨年度より取り組みはじめました各ハローワークが一所につき一大学と連携し大学生等への就職支援対策についても、今後もさらに推し進めてまいります。

さらにハローワークでは、主として生活困窮者の方々に、市の福祉サービスと一体的にハローワークの職業相談、職業紹介サービスを提供し就労の支援を図る事業に取り組んでおり、埼玉県内においては、全国に先駆けて志木市において、引き続き秩父市、所沢市、川口市においても事業を開始いたしました。

今年度中にはさいたま市との間でも事業を開始する予定です。

一方、県内の労働者を取り巻く状況をみると、当局に寄せられる賃金不払い、解雇、長時間労働等の申告・相談事案の件数は依然として高止まりしており、厳しい状況が続いております。

働く労働者の法定労働条件の確保・改善は、最も重要な課題の一つでございますので、引き続き、法定労働条件の遵守徹底のため各種施策を推進してまいります。

職場における安全と健康の確保対策につきましては、労働災害のさらなる減少を図るために、最終年度をむかえる「埼玉第11次労働災害防止計画」に基づき、リスクアセスメント等

の普及促進を強力に推し進めながら、「平成19年と比較し死亡者数で20%以上の減少、死傷者数については15%以上の減少を図ること。」等を目標に労働災害防止対策を推進するともに、すべての労働者が心身とともに健康で働く職場の実現に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、定期健康診断の有所見率改善対策、アスベスト対策等の健康確保対策を推進してまいります。

また、最低賃金の水準と生活保護水準の均衡を図るため、埼玉県最低賃金を昨年10月1日に9円引き上げて1時間759円とし、特定（産業別）最低賃金についても昨年12月8日から5～7円引上げを致しましたので、現在、その周知と履行確保に取り組むとともに、昨年度から最低賃金引上げに取り組む中小企業事業主を支援するために、さいたま市に最低賃金総合相談支援センターが、秩父市に最低賃金相談支援コーナーが設けられましたので、これらが幅広く利用されますようその周知に努めているところです。

さらに、労働者が性別、育児・介護の事情にかかわらず、その能力を十分に発揮でき、継続就業を可能とする雇用環境の整備を図るために、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、改正育児・介護休業法に定められた制度の定着を図る等仕事と家庭の両立支援対策を積極的に推進いたします。

特に、次世代育成支援対策推進法の改正により、一般事業主行動計画策定・届出の義務企業の範囲が平成23年度から101人以上の規模の企業へと拡大されましたが、さらに、平成24年7月1日からは改正育児・介護休業法が100人以下の企業にも全面的に施行されます。埼玉県は女性の年齢階級別労働力率、いわゆるM字型の谷が深いことから、これらの施策を着実に推進し、男女ともに子育て等をしながら働き続けられる雇用環境の整備を図ってまいります。

以上のような多くの施策を実施していくためには、労働基準協会員の皆様の多大なご協力を必要とするところでございます。

末尾になりましたが、引き続き当行政へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会並びに会員の皆様のご多祥と益々のご発展をご祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

以上のように多くの施策を実施していくためには、労働基準協会員の皆様の多大なご協力を必要とするところでございます。

末尾になりましたが、引き続き当行政へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会並びに会員の皆様のご多祥と益々のご発展をご祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

以上のように多くの施策を実施していくためには、労働基準協会員の皆様の多大なご協力を必要とするところでございます。



謹 賀 新 年

◎社埼玉労働基準協会連合会

連合会長	菊池 勇	株埼玉りそな銀行
専務理事	齋島 明	株式会社武藏野銀行

◎各地区労働基準協会

(社)浦和地区会長	後藤 慎一	本田技研工業株式会社埼玉製作所
(社)川口地区会長	小宮 旭	UDトラックス株式会社
(社)大宮地区会長	菊池 勇	株式会社東芝深谷工場
(社)熊谷地区会長	大澤 孝至	リコーエンタープライズ株式会社
(社)川越地区会長	高橋 洋三	日本地工株式会社
(社)春日部地区会長	壽原 英樹	富士電機機器制御株式会社
(社)所沢地区会長	酒井 洋一	曙ブレーキ岩槻製造株式会社
(社)行田地区会長	佐藤 良明	◎賛助会員
(社)秩父地区会長	高橋 信一郎	(財)埼玉県健康づくり事業団

謹 賀 新 年

◎埼玉労働局

局長	安藤 よし子	さいたま労働基準監督署長	町田 映司
総務部長	坪田 一雄	次長(管理)	狩野 操
総務課長	菅谷 賢一	次長(労災)	中田 延雄
人事計画官	永堀 昌一	川口労働基準監督署長	高橋 完治
企画室長	武政 隆司	次長	馬場 一明
労働保険徴収課長	森田 謙太郎	熊谷労働基準監督署長	新井 孝男
労働基準部長	安川 裕久	川越労働基準監督署長	高橋 潔
監督課長	野田 直一生	次長	渡邊 佳子
賃金室長	大芦 誠	春日部労働基準監督署長	森田 富久
健康安全課長	東海林 勝彦	次長(管理)	野中 信孝
労災補償課長	木村 聰	次長(労災)	内田 栄一
職業安定部長	小野寺 徳子	所沢労働基準監督署長	星野 定美
職業安定課長	斎藤 明男	次長	阿部 恭之
職業対策課長	橋本 寿夫	行田労働基準監督署長	布施 武雄
求職者支援室長	逸見 寛治	秩父労働基準監督署長	井出 章
需給調整事業室長	加藤 秋雄		
雇用均等室長	渡辺 桂子		

年末・年始無災害運動実施要領

埼玉県内における本年10月末日現在の労働災害の発生状況をみると、死亡災害については製造業、陸上貨物運送事業及び建設業で多く発生し、全業種では31人となり、前年同期比で10人（-24.4%）減少している。また、休業4日以上の災害についても、3,769人と、前年同期比で115人（-2.96%）減少している。

しかし、年末年始は何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなるほか、荷動きの増加、気象条件、交通事情等の作業環境の変化に伴う労働災害の増加が懸念される時期であることから、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要となる。

これらのことから、一年の締めくくりである年末及び新年のスタートである年始にかけて労働災害防止の運動を積極的に展開することにより、さらに死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「年末・年始無災害運動」を実施することとする。

1 実施期間

平成23年12月1日から平成24年1月15日まで

2 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

3 実施者

事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントの推進
- (3) 作業開始前ミーティング及び安全衛生パトロールの実施
- (4) K Y（危険予知）活動の実施
- (5) 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4 S）の徹底
- (6) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (7) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (8) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の安全対策

6 災害多発業種の重点実施事項

(1) 製造業

- ア 加工機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置による「はざまれ・巻き込まれ」災害の防止
- イ 非定常作業、故障時の安全作業の徹底
- ウ 通路、階段、作業床等の安全化

(2) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転による交通労働災害の防止
- イ 荷役作業における荷台等からの転落・墜落、荷崩れ又は荷の落下による災害の防止

(3) 建設業

- ア 足場の設置、開口部の手すり設置等による「墜落・転落」災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る安全作業の徹底

(4) 第三次産業

- ア 交通法規遵守による交通労働災害の防止
- イ 4 S活動で転倒・転落災害の防止

埼玉県の最低賃金がすべて決定

埼玉労働局労働基準部賃金室

平成23年度の埼玉県における地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金がすべて決まりました。それぞれの具体的な額は下表のとおりです。

埼玉県最低賃金（地域別最低賃金）は9円、産業別最低賃金では、それぞれの産業で7円から5円の引上げとなっています。

埼玉県最低賃金	時間額(円)	埼玉県内で働く全ての労働者 (特定最低賃金が適用される人 を除く。)に適用されます。	発効日
			23.10.1
特定（産業別）最低賃金	時間額(円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、 非鉄金属素形材製造業及びその 他の非鉄金属製造業を除く。)	824	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、 箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	① <input type="radio"/> <input type="radio"/>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (心電計製造業以外の医療用計 測器製造業を除く。)	828	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	② <input type="radio"/> <input type="radio"/>
輸送機械器具製造業 (産業用運搬車輛・同部分品・ 附属品製造業及び自転車・同部 分品製造業以外のその他の輸送 用機械器具製造業を除く。)	837	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	③ <input type="radio"/> <input type="radio"/>
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	836		
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商 品を小売する事業が該当)	796	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	④ <input type="radio"/> <input type="radio"/>
自動車小売業 (原動機付自転車を含む二輪自 動車小売業を除く。)	837		

- 注意：1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。
 2 著しく労働能力の低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

受動喫煙防止対策助成金制度の創設について

～飲食店、旅館等の 中小企業事業主を対象に 10月1日から開始～

厚生労働省では、職場での受動喫煙防止対策について、受動喫煙防止対策助成金制度を創設し、以下のとおり10月1日から開始しております。

本助成金制度は、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、旅館等で喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主を対象とするもので、当局健康安全課で申請を受け付けております。

また、当局においては、健康増進法の受動喫煙防止対策を推進している埼玉県と連携し、受動喫煙防止対策に取り組んでいる関係業界団体に対して本助成金制度の周知、利用勧奨を行ふこととしております。

① 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、
- 旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

※料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

② 助成対象

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

※工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

③ 助成率、助成額

費用の1/4（上限200万円）

④ 申請書等提出先

埼玉労働局労働基準部健康安全課

※詳細は、当局のホームページを参照ください。

【参考1】受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

これらの事業も10月から開始しております。利用する事業場の業種に制限はありません。

① 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施するまでの技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けています（相談料は無料）。必要に応じ、実地指導も行っております。

☆ 相談ダイヤル：03-3213-1012

（平成23年度事業受託者：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）

② 職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行っております。

☆ 申込受付ダイヤル：03-5625-4296

FAX：03-5600-4907
（平成23年度事業受託者：柴田科学株式会社）

【参考2】労働政策審議会建議（平成22年12月22日）

今後の職場における安全衛生対策について（報告）（抄）

3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

- (1) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効等の国際的な動向や受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえ、労働者の健康障害防止という観点から、一般の事務所、工場等については、全面禁煙（注1）や空間分煙（注2）とすることを事業者の義務とすることが適当である。

注1：建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいう。

注2：一定の要件を満たす喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。

- (2) 飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とすることが適当である。しかしながら、顧客の喫煙に制約を

加えることにより営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙の措置をとることが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とする。具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合には、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準を達成しなければならないこととすることが適当である。

(3) (1)及び(2)の措置の履行を確保するために、当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする。今後の履行確保のあり方については、これらの措置の実施状況を踏まえつつ、検討していくこととする。

(4) (2)における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準については、粉じん濃度： $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、n席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量： $70.3 \times n \text{ m}^3/\text{時間}$ とすることが適当である。

(5) 国は、義務化に対応する事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきである。

なお、更なる支援の必要性について、受動喫煙防止対策に取り組む事業者の意見を聞きつつ、今後、検討すべきである。

(6) 以上の措置を確実に実施していくとともに、受動喫煙防止対策に対する国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう、取組を進めいくこととする。

パートの雇用管理、できていますか？

パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員など。以下「正社員」という。）の1週間の所定労働時間に比べて短い者」です。

1 雇い入れたパートタイム労働者に対して、「昇給の有無」、「賞与の有無」、「退職手当の有無」の3項目を文書交付等により明示しなければなりません。（「雇い入れ」とは契約更新の場合も含みます。）

2 パートタイム労働者が正社員に転換できる措置として、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- 正社員を募集する場合、その募集内容をパートタイム労働者にも周知している
- 正社員のポストに欠員が生じ、その欠員補充のために人材を社内公募する場合、パートタイム労働者にも応募するチャンスを与えている
- 正社員登用試験を実施する等、パートタイム労働者が正社員に転換できる制度を導入している
- パートタイム労働者に対し、正社員になるための必要な能力を習得できるよう教育訓練の機会を提供する等、上記以外の転換措置を講じている

3 パートタイム労働者から賃金の決定方法など待遇の決定にあたって考慮した事項の説明を求められた場合、どのように考慮したのか説明しなければなりません。

4 正社員との均衡（バランス）を考慮した待遇決定をしていますか。

- ① 全てのパートタイム労働者について、正社員との均衡を考慮しつつ、職務内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案し、賃金（基本給、賞与、役付手当等）を決定する必要があります（努力義務）。
- ② 職務の内容と、一定期間の人材活用が正社員と同一のパートタイム労働者については、その同一である一定期間は通常の労働者と同一の方法により賃金を決定する必要があります（努力義務）。
- ③ 職務内容、退職までの長期的な人材活用の仕組みや運用などが正社員と同じで、期間の定めのない労働契約の下にあるパートタイム労働者には、賃金その他の待遇全てについて正社員と差別的取り扱いをしてはなりません。
- ④ 正社員と職務内容が同じである場合は、正社員に実施している職務遂行に必要な能力付与のための教育訓練を、パートタイム労働者にも実施しなければなりません。

均衡待遇・正社員化推進奨励金がパートの雇用管理改善をバックアップ

均衡待遇・正社員化推進奨励金とは・・・

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共に待遇制度などを設け、実際に制度を適用した事業主に対して支給する奨励金です。

奨励金の詳細については埼玉労働局雇用均等室または
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/
 koyou_roudou/part_haken/jigyounushi.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi.html)まで！

お問い合わせ先 埼玉労働局雇用均等室 (TEL 048-600-6210)

平成24年7月1日から

改正育児・介護休業法が全面施行されます！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成22年6月30日に、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた従業員数が100人以下の事業主の皆さまにも以下の制度が適用になります。

従業員数が100人以下の事業主の皆さま!!

- ① 育児短時間勤務制度
- ② 育児所定外労働の制限
- ③ 介護休暇

☆法の全面施行に向け、上記の制度の早期導入をお願いいたします。

☆上記以外の制度は既に施行されています。就業規則等で整備されていない事項がある場合は、早急にご対応ください。

☆就業規則への規定の例をダウンロードできます。埼玉労働局ホームページをご活用ください。

※従業員数が101人以上の事業主の皆さまにつきましては、既に改正育児・介護休業法が全て適用されています。
就業規則等の整備がおすすめない場合は、早急にご対応ください。

改正育児・介護休業法説明会及び個別相談会のご案内

埼玉労働局では、改正育児・介護休業法の全面適用までに従業員100人以下の企業の皆さまがスムーズに法律に沿った対応ができるよう、説明会及び個別相談会を開催します。
場所、時間等詳細は、埼玉労働局ホームページでご確認いただくか、雇用均等室あてお問い合わせください。

参加を希望される場合は、埼玉労働局ホームページの申込書又は以下にご記入の上、雇用均等室あてFAXにてお申し込みください。

※従業員100人以上の事業主の皆さま、新しく人事労務担当者になった方も参加いただけます！

埼玉労働局ホームページの検索方法

 詳しい法律の内容、規定例は>サイト内検索:「職業生活と家庭生活の両立のために」
説明会の案内は >サイト内検索:「改正育児・介護休業法説明会のお知らせ」

埼玉労働局雇用均等室 行 (FAX 048-600-6230)

改正育児・介護休業法説明会 参加申込書

参加日 (いずれかに○)	① 1月31日(火) ② 2月9日(木) ③ 3月8日(木)		
会社名(事業所名)			
住所			
役職		氏名	
TEL		FAX	

「両立支援助成金」等のご案内

従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主の皆さまを応援する制度として、「両立支援助成金」及び「中小企業両立支援助成金」があります。

厚生労働省ホームページから、支給要領等をご覧いただくこともできます。

検索

厚生労働省ホームページ>サイト内検索「両立支援助成金」

お問い合わせは **埼玉労働局雇用均等室** までお気軽にどうぞ。

TEL : 048-600-6210 FAX : 048-600-6230

◆ 各種講習会・行事 ◆

講習の種類	開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習	1/16・17	NVビル(北浦和)	連合会
	2/9・10	NVビル(北浦和)	連合会
	3/8・9	川口機械工業協同組合会議室	連合会・川口
	1/18・19・20	NVビル(北浦和)	連合会
	3/12・13・14	NVビル(北浦和)	連合会
	2/13・14	NVビル(北浦和)	連合会・浦和
	2/23・24	川口機械工業協同組合会議室	連合会・川口
	3/5・6	未定	連合会
	3/15・16	NVビル(北浦和)	連合会
安全衛生推進者養成講習	1/23・24	川口総合文化センター11階会議室	連合会・川口
	2/20・21	NVビル(北浦和)	連合会・浦和
	1/27	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
	2/21	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
安全管理者選任時研修	1/24・25	NVビル(北浦和)	連合会
	2/23・24	NVビル(北浦和)	連合会
	3/21・22	NVビル(北浦和)	連合会
等	1/14・15・21・22	アイチ研修センター	大宮
	2/29 3/3・4・10・11	行田市商工センター他	行田
	3/9・10・17・18	熊谷文化創造館さくらめいと・日立金属(株)	熊谷
	3/10・23・24・25	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
	3/14・17・18・24	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
玉掛け技能講習	2/24・25・26	熊谷文化創造館さくらめいと・片山ストラテック(株)	熊谷

平成二十四年一月一日
隔月一回発行第二四四号

「労働基準ニュース」

編集兼発行者 蓼島 明

発行所 (社)埼玉労働基準協会連合会 (さいたま市浦和区北浦和五の三の二〇六)
印刷所 布施印刷所 (電話)〇四八一八二二一三四四六〇

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
特別教育	粉じん作業業務	1/24	行田市商工センター	行田
	自由研削といしの取替え等業務	1/26	春日部市商工振興センター	春日部
		2/2	熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷
	低压電気取扱業務	2/15	さいたま産業文化センター	浦和
		3/7	熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷
	産業用ロボットの教示・検査等業務	2/16・17	熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷
その他講習・教育	動力プレス金型等調整業務	3/16	さいたま市産業振興会館	大宮
	職長等監督者安全衛生教育	1/26・27	川口機械工業(協)大会議室	川口
		2/16・17	さいたま産業文化センター	浦和
		2/21・22	行田市商工センター	行田
		2/22・23	春日部市商工振興センター	春日部
	ゼロ災トレーナー研修	2/16・17	NVビル(北浦和)	連合会
	危険予知訓練研修	2/17	川越地区労働基準協会会議室	川越
	リスクアセスメント研修	2/24	さいたま市産業振興会館	大宮
	マネジメントシステム(MS) 社内リーダー養成研修	2/29	NVビル(北浦和)	連合会
	労働災害防止対策講習会 (プレス機械改善好事例発表)	1/20	熊谷文化創造館さくらめいと	熊谷
行事等	労務管理講習	1/13	春日部市商工振興センター	春日部
		1/26	入間市産業文化センター	所沢
		2/3	鴻巣文化センター	大宮
		2/7	さいたま市産業振興会館	大宮
		2/8	ワークヒルズ羽生	行田
		2/9	横瀬町民会館	秩父
		2/9	浦和コミュニティーセンター	浦和
		2/10	新座市商工会館	浦和
	新年賀詞交歓会	2/17	川口労働基準監督署会議室	川口
		2/23	埼玉医科大学 川越クリニック会議室	川越
	臨時総会	1/30	大宮ラフォーレ清水園	大宮

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242